

福岡EU協会会則

(名称)

第1条 本協会は、福岡EU協会 (Fukuoka EU Association) (以下「協会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協会は、福岡県とEU (欧州連合) の相互理解を深め、友好を促進することにより、両者間の経済、文化等の交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、セミナーの開催等相互理解を深める事業
- (2) 使節団の相互訪問等人的・文化的交流を促進する事業
- (3) 展示会、見本市の開催・参加等経済的交流を促進する事業
- (4) EU及び福岡に関する情報の相互交換事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協会の会員は、法人会員、個人会員及び名誉会員とする。

(会費)

第5条 会員は次の年会費を納入する。
法人会員は1口2万円 (1口以上)
個人会員は1口3千円 (1口以上)
名誉会員は会費を免除するものとする。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 80名以内
- (4) 監事 2名

2 名誉会長、代表顧問、顧問を置く。

(役員を選任等)

第7条 理事及び監事は総会において選任し、会長、副会長は理事の互選によるものとし、任期は2年とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 理事は理事会を組織する。
4 審議の効率化を図るため、理事会の下に幹事会を置く。
5 監事は協会の会計を監査する。

(名誉会長、代表顧問、顧問)

第9条 名誉会長、代表顧問及び顧問は会長が理事会の承認を経て委嘱する。

(会議)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は毎年1回開催し、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算

(3) 会則の改正

(4) その他の重要な事項

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。
4 理事会は、会長の招集により年1回以上開催し、総会に付議すべき事項のほか重要事項を審議する。

なお、総会に付議すべき事項については、総会と併せて審議することができる。

- 5 総会及び理事会の議長は会長が務める。
- 6 幹事会は理事会の委任を受け、必要な事項を審議決定する。幹事は会長が委嘱し、幹事長は幹事の互選によるものとする。
- 7 総会、理事会及び幹事会の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長及び幹事長がそれぞれ決する。なお、出席できない場合は、委任状により議決権の行使を委任することができる。
- 8 総会、理事会及び幹事会が開催できない場合は、書面又は電磁的方法により議決することができる。

(事務局)

第11条 協会の事業を行うために、(公財)福岡県国際交流センター内に事務局を置く。

- 2 事務局は九州電力(株)と(公財)福岡県国際交流センターが共同して担当する。
- 3 事務局長は(公財)福岡県国際交流センター事務局長をもって充て、事業の実施運営を総括する。

(会計)

第12条 協会の事業運営に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
2 協会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協会設立の初の会計年度については、設立から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第13条 この会則に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成14年6月14日から施行する。
- 2 設立当初の役員等については第7条、第9条及び第10条の6の規定にかかわらず、設立準備委員会が候補者を指名し、設立総会において選任する。
- 3 協会設立当初の役員任期は、第7条の規定にかかわらず、平成16年6月30日までとする。

附 則

この会則は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。